

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年10月30日
<b>【発行者名】</b>	アライアンス・バーンスタイン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
<b>【事務連絡者氏名】</b>	森下 泰幸 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
<b>【電話番号】</b>	03 5962 9165
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	1兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）  
以下「当ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額<sup>\*1</sup>とします。

基準価額は日々変動しますので、販売会社<sup>\*2</sup>にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「GGO年」の略称で掲載されます。

\* 1 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。基準価額は原則として毎営業日に算出されます。

\* 2 販売会社とは、委託会社の指定する、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および同法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。（以下同じ。）

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

### (5)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

ただし、「分配金再投資（累積投資コース）」の収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

にかかわらず、確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてお申込みをされる場合には無手数料とします。ただし、販売会社によっては申込手数料（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

「償還乗換え」<sup>\*1</sup>または「償還前乗換え」<sup>\*2</sup>により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。なお、償還乗換えまたは償還前乗換えの際、償還金または換金代金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。ただし、優遇制度の取扱いは販売会社によって異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

\* 1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追

加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込み場合をいいます。

- \* 2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前1年以内の一定期間内において、当該証券投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で一定期間以内に当ファンドを申込み場合をいいます。

#### (6) 【申込単位】

1万円以上1円単位です。

ただし、「分配金再投資（累積投資コース）」で収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

なお、確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてのお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

#### (7) 【申込期間】

平成21年10月31日から平成22年10月29日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は下記の照会先にお問い合わせください。

照会先  
アライアンス・バーンスタイン株式会社  
電話番号 03 - 3240 - 8660  
< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時  
(半日営業日は午前9時～正午)

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。)

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

勧誘の方法

当ファンドの受益権の取得の申込みの勧誘は、金融商品取引法に規定する「有価証券の募集」に該当するものです。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

なお、マザーファンドは世界各国（日本を含む）の株式を主要投資対象とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

##### 商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単字型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単字型投信・追加型投信の区分・・・追加型投信

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

投資対象地域による区分・・・内外

目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリーファン ド	あり ( )
一般	年2回	日本	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他( )	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(株式))				
資産複合( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

投資対象資産による属性区分・・・その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

決算頻度による属性区分・・・年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- 当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
- 運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。
- 成長の可能性が高いと判断されるセクターの中から、成長性が高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。
- 為替ヘッジは原則として行いません。
- 当ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

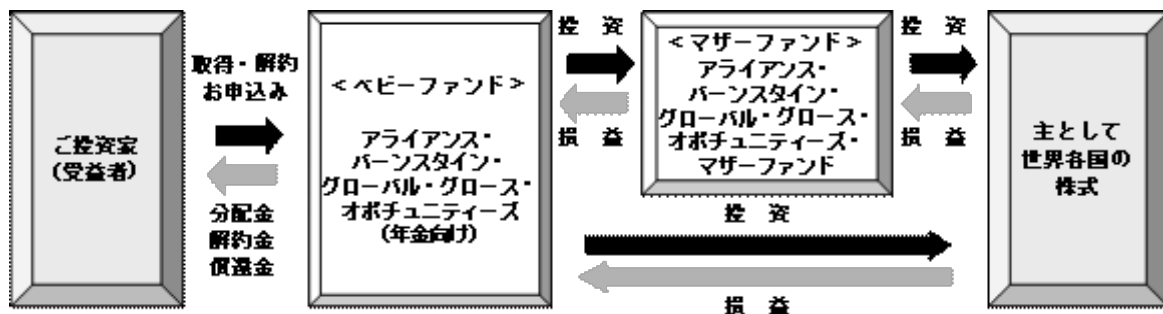
当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行うという仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。ただし、ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合があります。

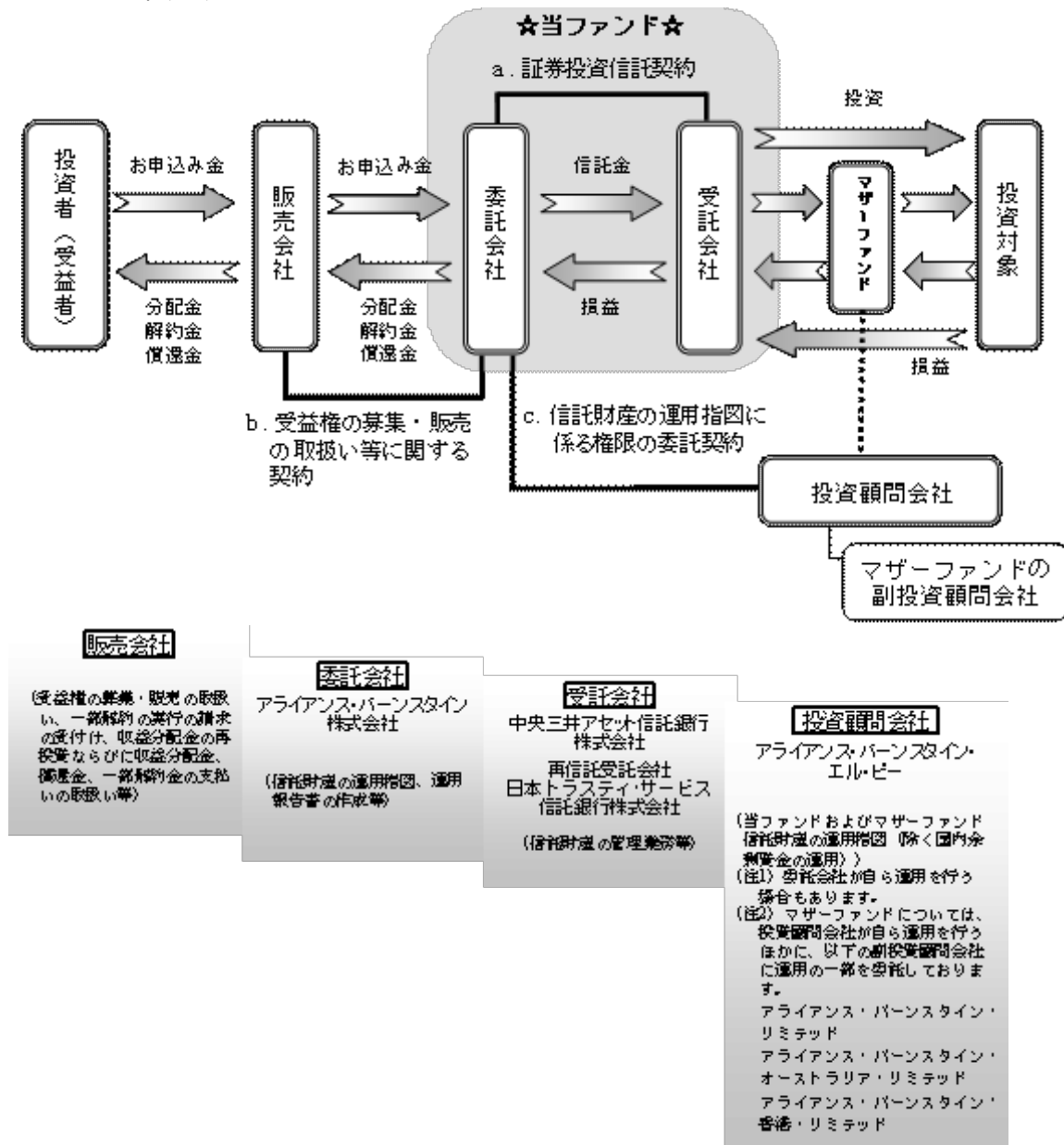
また、新たなベビーファンドを設定し、当該マザーファンド受益証券へ投資することがあります。

これらの概要は以下のとおりです。



## (2)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 関係法人との契約等の概要

## a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

## c. 当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用指図に係る権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。また、投資顧問会社と副投資顧問会社の間において、信託財産の運用指図に係る権限の一部を再委託する契約を締結しております。

## 委託会社等の概況

## a. 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成21年9月末現在)

## b. 委託会社の沿革

- 平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立  
 平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得  
 平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録  
 平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可  
 平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更  
 平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。  
 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。  
 平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

## c. 大株主の状況

(平成21年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

## d. 金融商品取引業にかかる登録番号

委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は金融商品取引業者であり、登録番号は関東財務局長（金商）第303号です。

## e. 金融商品取引業の内容および方法の概要

## (イ) 投資運用業

## (i) 投資信託委託会社としての業務

委託者指図型投資信託の委託者として、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、投資信託財産の運用その他の業務を行います。

## (ii) 投資一任業務

お客様より金融商品の価値等の分析に係る投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客様のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を締結し、その契約に基づき、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行います。

## (ロ) 投資助言・代理業

有価証券の価値等及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、お客様に対して口頭・文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結し、その契約に基づき、助言を行います。

## (ハ) 第二種金融商品取引業

下記の業務を行うことがあります。

- ・自ら設定する投資信託の受益権の募集または私募、および当該募集または私募に係る受益権の一部解約の請求の受付けまたは買取り
- ・自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券または投資法人債券の募集または私募の取扱い、および当該募集または私募の取扱いに係る投資証券または投資法人債券の払戻しの請求の受付けまたは買取り

## f. 加入している金融商品取引業協会および加入対象事業者となっている認定投資者保護団体等

社団法人 投資信託協会 加入

社団法人 日本証券投資顧問業協会 加入

加入対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

## 運用方法



## a. 主要投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

## b. 運用の特色

(イ) 当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

マザーファンドは、世界各国（日本を含む）の株式市場に分散投資することにより信託財産の成長を目指します。

(ロ) 運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社は当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）に委託します。

なお、マザーファンドについては、投資顧問会社が自ら運用を行うほか、以下の副投資顧問会社に運用を委託しています。

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン<sup>\*1</sup>は、総額約4,469.51億米ドル（平成21年6月末現在、約43.1兆円<sup>\*2</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界25カ国46都市（平成21年6月末現在）に拠点を有しています。

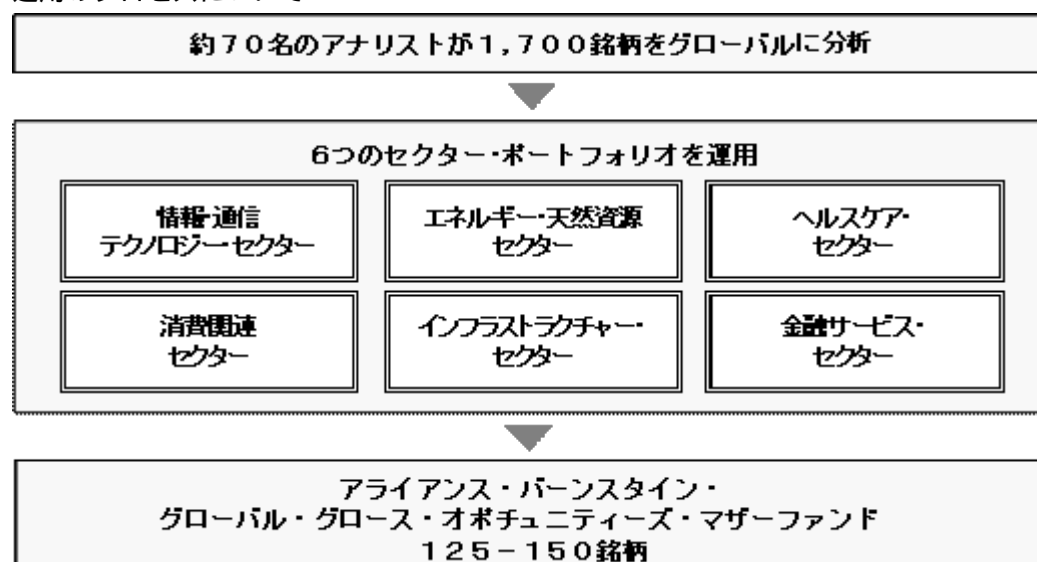
\*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

\*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=96.485円（平成21年6月30日のWMロイター）を用いております。

(ハ) 成長の可能性が高いと判断されるセクターの中から、成長性が高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

運用にあたっては、グローバルに配置された社内アナリストによる企業調査を重視しています。企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づいた銘柄選定を行います。

運用のプロセスについて



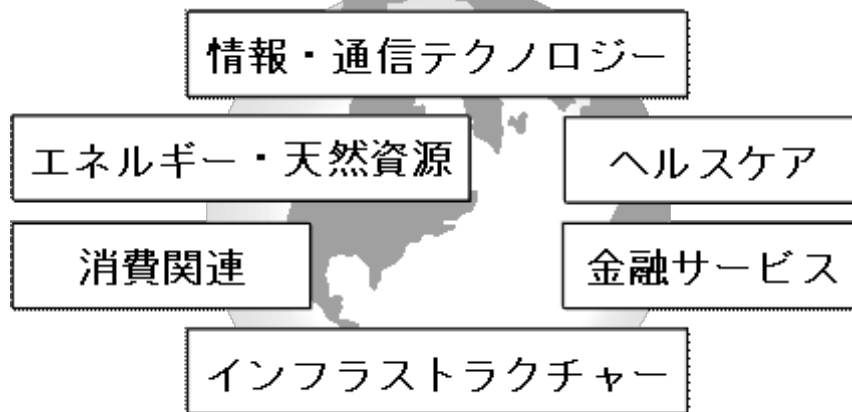
上記は平成21年6月末現在の状況であり、今後変更する場合があります。

## アナリストによる企業調査

各アナリストは、セクター毎にグローバルに連携を取りながら銘柄を分析しています。

成長の可能性が高いと判断された 情報・通信テクノロジー、ヘルスケア、金融サービス、インフラストラクチャー、エネルギー・天然資源、消費関連の6つのセクターでポートフォリオが構成されています。

## ポートフォリオを構成する6つのセクター



上記のセクターは平成21年6月末現在のものであり、変更は適宜行われます。投資対象となるセクターの成長のトレンドが変化した場合や成熟化した場合、他のセクターにおいて新たな成長のトレンドが見出された場合には、投資対象セクターを変更します。

## 個別銘柄の選定

アナリストの調査に基づき、各セクター・ポートフォリオを運用するグローバル・セクター・ヘッドが、担当セクターの銘柄の中から成長性が高いと見込まれる銘柄を選定します。

- ・高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。企業の将来の成長性を重視します。
- ・各セクター別にポートフォリオが構築されます。個別銘柄の選定は各セクター・ポートフォリオを運用するグローバル・セクター・ヘッドが行います。

## 各セクターへの投資配分の決定

グローバル・セクター・ヘッドとポートフォリオ・オーバーサイト・グループが、現在および将来の投資機会や投資環境を精査しつつ各セクターへの投資配分を決定します。

また、ポートフォリオ・オーバーサイト・グループは、セクター配分、国別配分などによる潜在的なリスクについて検討し、グローバル・セクター・ヘッドにフィードバックします。

**(二) 為替ヘッジは原則として行いません。**

当ファンドでは実質外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

市況動向や資金動向により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

**(ホ) MSCIワールド・インデックス（円ベース）<sup>\*</sup>をベンチマークとします。**

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

MSCIワールド・インデックスとは、MSCI Inc. が世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。

<sup>\*</sup>MSCIワールド・インデックス（円ベース）は、MSCIワールド・インデックス（米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

## c. 運用態度

(イ) 主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券に投資します。

(ロ) 実質外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドに属するとみなされる額を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

- (ハ) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- (ニ) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- (ホ) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。
- (ヘ) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- (ト) 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利
- c．金銭債権
- d．約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- h．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
- j．投資証券または外国投資証券
- k．外国貸付債権信託受益証券
- l．預託証券
- m．外国法人が発行する譲渡性預金証券
- n．指定金銭信託の受益証券
- o．抵当証券
- p．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

q. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a. の証券または証書、h. ならびに l. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものおよび j. の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および h. ならびに l. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、i. の証券および j. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 の a. から d. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記のa.からd.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記のa.からd.に掲げる金融商品で運用している額(以下、本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

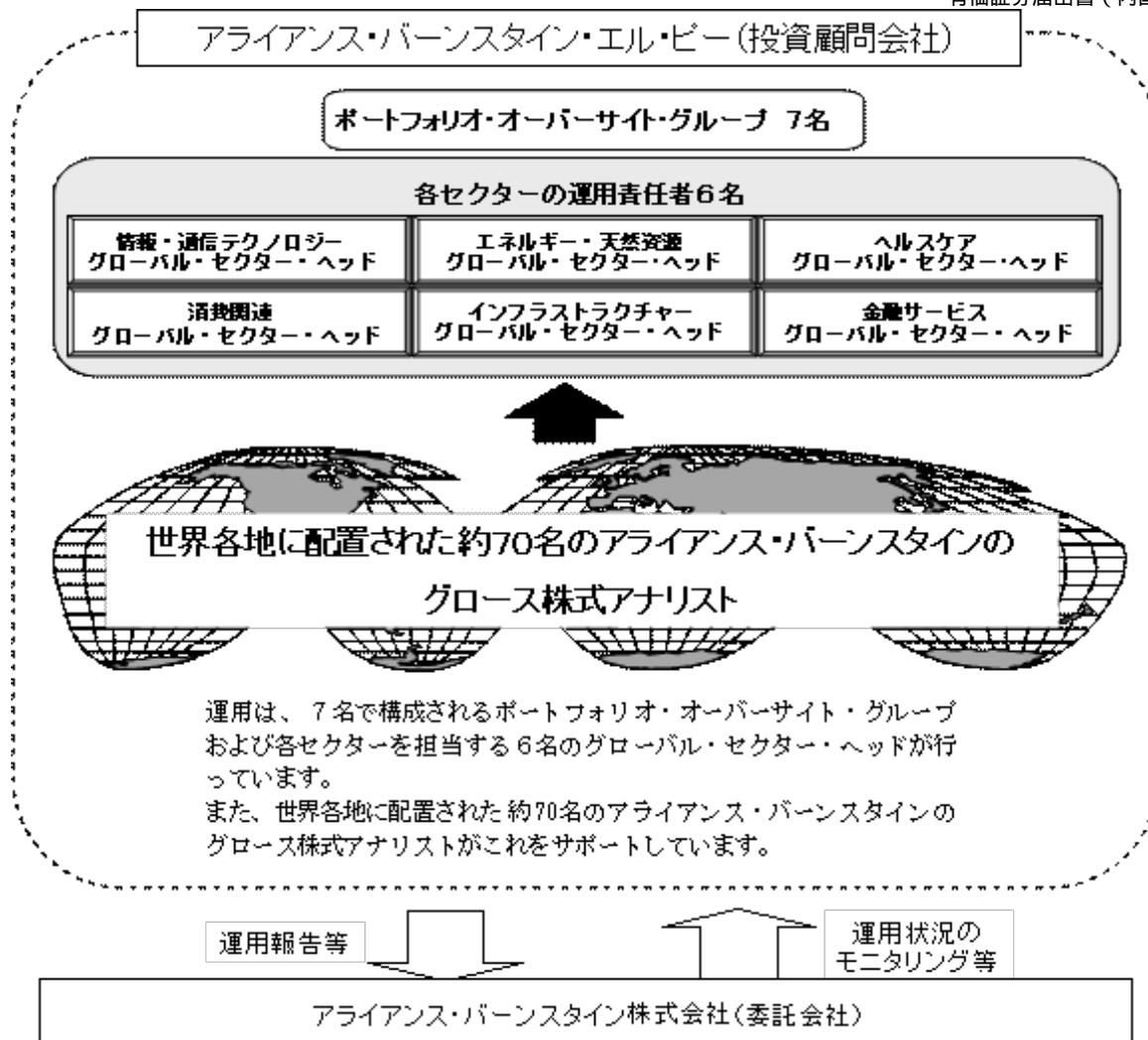
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本c.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本c.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d．上記c．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本e．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本e．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- f．上記e．においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- h．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### (3)【運用体制】



上記は平成21年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年7月31日、該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税および地方消費税に相当する額（以下、「消費税等相当額」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いします。なお、「分配金再投資(累積投資)コース」をお申し込みの場合、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

## (5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

### a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

### b. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、内外の証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、内外の証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### c. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

### d. 投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいいます。以下同じ。)、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当もしくは社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

### e. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

### f. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### g. 未登録・未上場の株式等への投資割合

未登録・未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証券、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が信託財産の純資産総額の15%以内とします。

### h. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。



- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a. 信用取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(ロ) 委託会社が行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 外国為替予約の指図

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

c. 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の( )および( )の範囲で貸付けの指図をすることができます。

( ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

( ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)( )および( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

d. 有価証券売却等の指図

委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

e. 再投資の指図

委託会社は、上記d.の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

#### f. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

#### (参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド)

##### 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

##### 運用方法

#### a. 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

#### b. 運用態度

(イ) 世界各国の株式の中から成長の可能性が高いと判断される「産業セクター」を選定します。

(ロ) 当該「産業セクター」の中からグローバルな視点で調査・分析し、成長性の高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

(ハ) 常に3ヵ国以上の国に分散投資します。

(ニ) 外貨建資産に対する為替ヘッジは、行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(ホ) 有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(ヘ) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(ト) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

(チ) 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

#### c. 投資制限

(イ) 株式への投資割合については、制限を設けません。

- (ロ) 外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ニ) 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の15%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

平成21年9月末現在、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドは以下のとおりです。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドの受益者に帰属します。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

#### 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

#### 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

#### カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・マーケット（新興国市場）は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高くなります。

#### 為替リスク

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

#### 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。

その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

#### インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。

#### 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

## (2) 投資リスクの管理体制

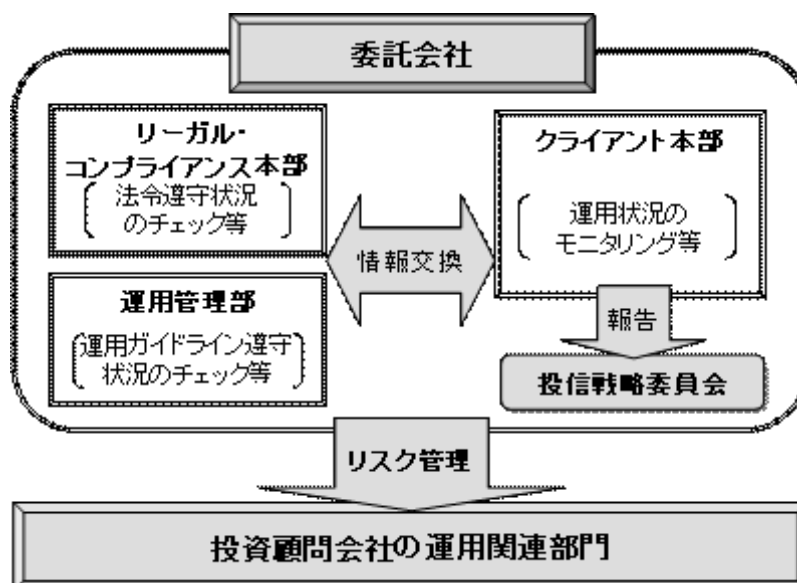
### 投資顧問会社におけるリスク管理

ポートフォリオ・オーバーサイト・グループが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れています。各アナリストのレーティング結果は全社的にモニターし、評価しています。

### 委託会社におけるリスク管理

クライアント本部においては、運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）が予め定められた運用の基本方針、及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記の照会先にお問い合わせください。）  
ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

照会先  
アライアンス・バーンスタイン株式会社  
電話番号 03 - 3240 - 8660  
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時  
( 半日営業日は午前 9 時 ~ 正午 )

にかかわらず、確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてお申込みをされる場合には無手数料とします。ただし、販売会社によっては申込手数料（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）をいただくことがあります。

「償還乗換え」または「償還前乗換え」により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、申込手数料の優遇を受けることができます。なお、償還乗換えまたは償還前乗換えの際、償還金または換金代金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

ただし、優遇制度の取扱いは販売会社によって異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記の照会先にお問い合わせください。）

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.764%（税抜年1.68%）の率を乗じて得た金額を計上します。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支払いのときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.8925% (税抜年0.85%)	年0.7875% (税抜年0.75%)	年0.084% (税抜年0.08%)

当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に係る投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に対する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、および外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記 および に記載されている費用を負担します。

## (5) 【課税上の取扱い】

## 個別元本について

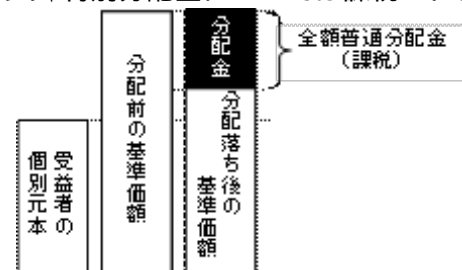
- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

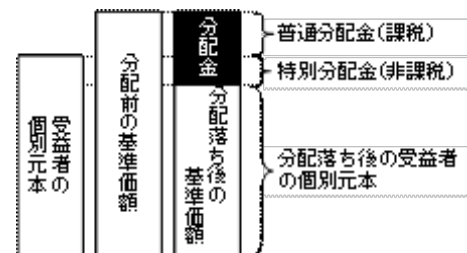
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益



者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。

## 個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

## (イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は課せられません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<sup>\*</sup>平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c. 確定拠出年金に対する課税

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用に対する税制が適用されます。

d. 販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成21年8月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	1,018,106,268	100.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	-	149,532	0.01
合計（純資産総額）	-	1,017,956,736	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

平成21年8月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	622,982,500	6.22
	アメリカ	4,479,258,565	44.74
	ドイツ	457,705,551	4.57
	イタリア	42,244,006	0.42
	フランス	140,619,214	1.40
	オーストラリア	211,232,353	2.11
	イギリス	1,144,646,676	11.43
	スイス	616,137,354	6.15
	バミューダ	160,246,182	1.60
	香港	30,291,331	0.30
	シンガポール	4,967,432	0.04
	スペイン	214,969,116	2.14
	ベルギー	100,245,939	1.00
	スウェーデン	52,457,974	0.52
	ノルウェー	36,340,325	0.36
	ルクセンブルク	158,114,671	1.57
	メキシコ	36,876,206	0.36
	ブラジル	144,649,266	1.44
	韓国	39,859,652	0.39
	台湾	70,594,843	0.70
	アイルランド	133,491,077	1.33
	インド	69,330,754	0.69
	イスラエル	95,790,404	0.95
	南アフリカ	47,438,453	0.47
	ロシア	16,473,591	0.16
	中国	201,567,022	2.01
	ケイマン	91,789,223	0.91
カザフスタン	10,303,414	0.10	
パプアニューギニア	68,956,915	0.68	
ジャージー	68,172,383	0.68	
アンティル	103,731,544	1.03	
小計		9,671,483,936	96.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	339,303,772	3.38
合計（純資産総額）	-	10,010,787,708	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年8月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	その他	口	円	円	円	円	%
						0.9409	1,015,169,624	0.9437	1,018,106,268	100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

平成21年8月31日現在

国内/外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	100.01
合計		100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はございません。

## 【その他投資資産の主要なもの】



該当事項はございません。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド  
投資有価証券の主要銘柄

平成21年8月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	56,397	4,250.64	239,723,783	4,763.80	268,664,479	2.68
2	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	17,500	14,786.46	258,763,148	15,248.31	266,845,439	2.66
3	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	60,700	3,724.80	226,095,508	3,980.40	241,610,328	2.41
4	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	121,265	1,589.92	192,802,218	1,535.56	186,210,689	1.86
5	アメリカ	株式	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	エネルギー	22,600	6,443.57	145,624,799	6,910.98	156,188,256	1.56
6	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10,069	14,650.46	147,515,491	14,755.54	148,573,582	1.48
7	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	56,600	2,207.21	124,928,199	2,288.82	129,547,393	1.29
8	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,176	14,865.41	121,539,598	15,770.43	128,939,092	1.28
9	オーストラリア	株式	MACQUARIE GROUP LIMITED	各種金融	33,302	3,386.65	112,782,551	3,830.33	127,557,899	1.27
10	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	158,255	760.98	120,430,409	803.26	127,120,987	1.26
11	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,785	40,511.46	112,824,418	43,100.91	120,036,048	1.19
12	アメリカ	株式	BAXTER INTERNATIONAL INC	ヘルスケア機器・サービス	21,900	5,173.96	113,309,824	5,265.77	115,320,520	1.15
13	アメリカ	株式	CAMERON INTERNATIONAL CORP	エネルギー	33,400	2,780.34	92,863,529	3,397.99	113,492,986	1.13
14	アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	小売	56,300	2,006.89	112,988,109	2,012.45	113,301,385	1.13
15	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	59,800	1,799.48	107,608,923	1,877.98	112,303,503	1.12
16	ドイツ	株式	SIEMENS AG	資本財	13,589	7,567.68	102,837,237	8,095.62	110,011,509	1.09
17	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	26,000	4,619.37	120,103,864	4,196.48	109,108,610	1.08
18	アメリカ	株式	SCHERING-PLOUGH CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	41,800	2,461.31	102,883,159	2,598.57	108,620,426	1.08
19	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	28,547	3,814.43	108,890,695	3,756.75	107,244,027	1.07
20	ルクセンブルク	株式	ARCELORMITTAL	素材	30,568	3,210.12	98,127,253	3,409.10	104,209,521	1.04
21	アンティル	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	19,500	4,867.92	94,924,490	5,319.56	103,731,544	1.03
22	アイルランド	株式	COVIDIEN PLC	ヘルスケア機器・サービス	28,772	3,547.30	102,063,059	3,604.80	103,717,414	1.03
23	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	19,700	5,233.91	103,108,104	5,263.92	103,699,271	1.03
24	イギリス	株式	TESCO PLC	食品・生活必需品小売り	182,103	561.68	102,284,122	567.57	103,356,455	1.03
25	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売り	21,700	4,578.57	99,355,051	4,741.79	102,896,977	1.02
26	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	48,052	2,109.33	101,357,539	2,107.82	101,284,985	1.01
27	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	食品・飲料・タバコ	25,531	3,714.19	94,827,240	3,926.43	100,245,939	1.00
28	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	18,080	4,972.79	89,908,184	5,531.01	100,000,725	0.99
29	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	495,013	182.07	90,127,268	200.51	99,257,392	0.99
30	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	69,000	1,338.40	92,349,736	1,437.92	99,216,894	0.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成21年8月31日現在

国内/外国	種類/業種	投資比率(%)
国内	株式	6.22
	電気機器	1.66
	卸売業	1.21
	輸送用機器	1.18
	食料品	0.62
	ゴム製品	0.50
	鉄鋼	0.48
	ガラス・土石製品	0.34
	機械	0.20
	外国	株式
	エネルギー	10.55
	各種金融	9.76
	資本財	7.72
	ソフトウェア・サービス	6.57
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.38
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.37
	素材	6.33
	銀行	5.75
	ヘルスケア機器・サービス	4.42

	食品・飲料・タバコ	4.23
	小売	3.84
	半導体・半導体製造装置	3.32
	食品・生活必需品小売り	3.20
	電気通信サービス	2.75
	メディア	2.08
	消費者サービス	1.74
	保険	1.52
	公益事業	1.28
	自動車・自動車部品	1.07
	運輸	0.98
	耐久消費財・アパレル	0.37
	家庭用品・パーソナル用品	0.04
合計		96.61

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件  
該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はございません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成21年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（平成14年7月31日）	10	10	7,951	7,951
第2期計算期間末	（平成15年7月31日）	248	248	8,824	8,824
第3期計算期間末	（平成16年8月2日）	387	387	9,296	9,296
第4期計算期間末	（平成17年8月1日）	699	699	11,240	11,240
第5期計算期間末	（平成18年7月31日）	1,128	1,128	13,079	13,079
第6期計算期間末	（平成19年7月31日）	1,687	1,687	15,942	15,942
第7期計算期間末	（平成20年7月31日）	1,463	1,463	12,451	12,451
第8期計算期間末	（平成21年7月31日）	992	992	7,257	7,257
平成20年 8月末日		1,430	-	12,147	-
平成20年 9月末日		1,081	-	9,112	-
平成20年 10月末日		851	-	7,094	-
平成20年 11月末日		753	-	6,252	-
平成20年 12月末日		727	-	5,916	-
平成21年 1月末日		730	-	5,621	-
平成21年 2月末日		735	-	5,666	-
平成21年 3月末日		780	-	5,877	-
平成21年 4月末日		869	-	6,409	-
平成21年 5月末日		917	-	6,686	-
平成21年 6月末日		951	-	6,869	-
平成21年 7月末日		992	-	7,257	-
平成21年 8月末日		1,017	-	7,269	-

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（平成13年11月26日～平成14年7月31日）	0
第2期計算期間（平成14年8月1日～平成15年7月31日）	0
第3期計算期間（平成15年8月1日～平成16年8月2日）	0
第4期計算期間（平成16年8月3日～平成17年8月1日）	0
第5期計算期間（平成17年8月2日～平成18年7月31日）	0
第6期計算期間（平成18年8月1日～平成19年7月31日）	0
第7期計算期間（平成19年8月1日～平成20年7月31日）	0
第8期計算期間（平成20年8月1日～平成21年7月31日）	0

#### 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間（平成13年11月26日～平成14年7月31日）	20.5
第2期計算期間（平成14年8月1日～平成15年7月31日）	11.0
第3期計算期間（平成15年8月1日～平成16年8月2日）	5.3
第4期計算期間（平成16年8月3日～平成17年8月1日）	20.9
第5期計算期間（平成17年8月2日～平成18年7月31日）	16.4

第6期計算期間(平成18年8月1日～平成19年7月31日)	21.9
第7期計算期間(平成19年8月1日～平成20年7月31日)	21.9
第8期計算期間(平成20年8月1日～平成21年7月31日)	41.7

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込手続等

#### 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付を行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によって受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

#### 取扱いコース

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあります。

「分配金受取りコース」収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「分配金再投資（累積投資）コース」収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

「分配金再投資（累積投資）コース」をお申込みの場合、当ファンドにかかる「累積投資約款」にしたがって行う契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや累積投資約款の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認のうえお申込みください。

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし「分配金再投資（累積投資）コース」の収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

#### 申込単位

1万円以上1円単位です。ただし、販売会社やお申込み方法により異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資（累積投資）コース」の収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてお申込みされる場合は、1円以上1円単位となります。

#### 申込手数料

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

ただし「分配金再投資（累積投資）コース」における収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

#### 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

#### その他留意点

委託会社は証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

### (2) 換金手続等

#### 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求の受付を行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

一部解約の実行の請求の受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によって受付時間が異なる場合が

ありますので、必ず販売会社にご確認ください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金単位

1口単位です。

販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金手数料

ありません。

換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において受益者にお支払いします。

その他留意点

委託会社は証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「GGO年」の略称で掲載されます。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

保管

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

信託期間

当ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年8月1日から翌年7月31日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

その他

#### a. ファンドの償還条件等

次の(イ)～(ハ)の場合、この信託契約を解約し、当ファンドを終了（償還）します。

(イ) 委託会社が監督官庁より解約の命令を受けたとき

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

(八) 受託会社はその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

次の(二)(ホ)の場合、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、当ファンドを終了（償還）させることがあります。この場合、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、償還させる場合は、下記の〈手続き〉のとおり行います。

(二) 信託元本が10億円を下回ったとき

(ホ) 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

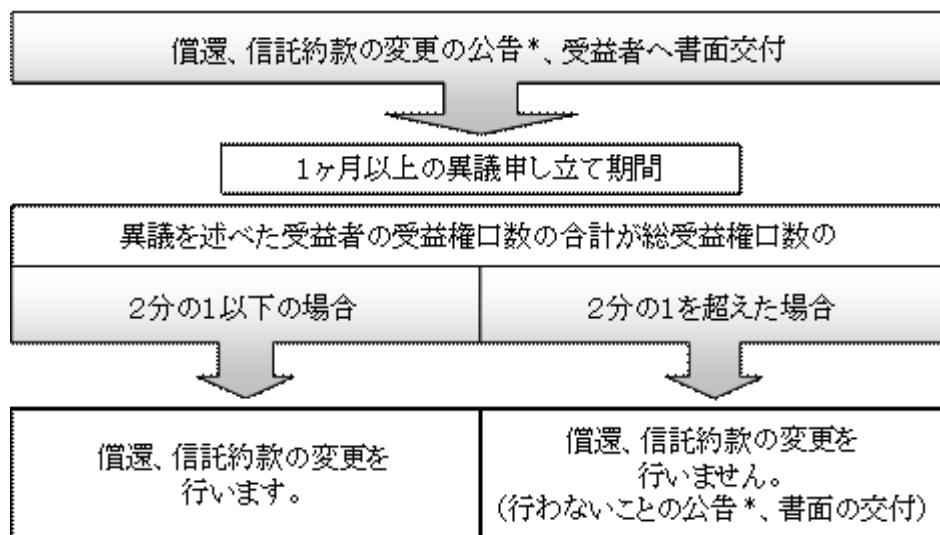
b. 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更できます。この場合、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

(ロ) 上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、下記の〈手続き〉のとおり行います。

(ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ロ)の規定にしたがいます。

〈手続き〉



\* 当ファンドのすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付します。

(2) 受益者の権利等

受益者の権利等には以下のものがあります。

収益分配金に対する請求権

償還金に対する請求権

一部解約請求権

反対受益者の買取請求権

帳簿閲覧権

## 第2【財務ハイライト情報】

「財務ハイライト情報」は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載しています。

当ファンドの財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

その監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の当該財務諸表に添付しています。

### 1【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第7期 (平成20年 7月31日現在)	第8期 (平成21年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,341,423	8,467,174
親投資信託受益証券	1,462,339,201	991,722,332
未収入金	200,000	-
未収利息	179	11
流動資産合計	<u>1,478,880,803</u>	<u>1,000,189,517</u>
資産合計	<u>1,478,880,803</u>	<u>1,000,189,517</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,403,759	152,375
未払受託者報酬	705,747	351,205
未払委託者報酬	13,171,318	7,024,027
その他未払費用	157,646	123,510
流動負債合計	<u>15,438,470</u>	<u>7,651,117</u>
負債合計	<u>15,438,470</u>	<u>7,651,117</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1,175,363,571	1,367,644,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	288,078,762	375,106,471
（分配準備積立金）	304,015,629	255,321,905
元本等合計	<u>1,463,442,333</u>	<u>992,538,400</u>
純資産合計	<u>1,463,442,333</u>	<u>992,538,400</u>
負債純資産合計	<u>1,478,880,803</u>	<u>1,000,189,517</u>

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	第8期 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
営業収益		
受取利息	33,569	6,406
有価証券売買等損益	373,162,354	577,317,869
営業収益合計	373,128,785	577,311,463
営業費用		
受託者報酬	1,640,764	766,399
委託者報酬	29,534,132	15,327,896
その他費用	326,558	259,670
営業費用合計	31,501,454	16,353,965
営業利益又は営業損失( )	404,630,239	593,665,428
経常利益又は経常損失( )	404,630,239	593,665,428
当期純利益又は当期純損失( )	404,630,239	593,665,428
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	39,496,578	105,735,635
期首剰余金又は期首欠損金( )	628,803,071	288,078,762
剰余金増加額又は欠損金減少額	145,815,963	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	145,815,963	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	121,406,611	175,255,440
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	121,406,611	34,684,126
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	-	140,571,314
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	288,078,762	375,106,471

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期 (自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	第8期 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成19年8月1日 から平成20年7月31日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成20年8月1日 から平成21年7月31日までとなっております。



### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

#### (9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下のとおりです。

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

##### 1 申込（販売）手続等

##### 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

## 1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

## 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

#### 2 ファンドの現況

純資産額計算書

### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

- 平成13年10月5日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。
- 平成13年11月26日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。
- 平成19年4月27日 ファンド名称を変更。  
変更前：アライアンス・グローバル・グロース・オポチュニティーズ [ I ]  
変更後：アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### (1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付を行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によって受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

##### (2) 取扱いコース

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあります。

「分配金受取りコース」収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「分配金再投資（累積投資）コース」収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

「分配金再投資（累積投資）コース」をお申込みの場合、当ファンドにかかる「累積投資約款」にしたがって行う契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや累積投資約款の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認のうえお申込みください。

##### (3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし「分配金再投資（累積投資）コース」の収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

##### (4) 申込単位

1万円以上1円単位です。ただし、販売会社やお申込み方法により異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資（累積投資）コース」の収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてお申込みされる場合は、1円以上1円単位となります。

##### (5) 申込手数料

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

ただし「分配金再投資（累積投資）コース」における収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

##### (6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。なお、申込期間中における取得申込受付日

の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

#### (7) その他留意点

委託会社は証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、取得申込みの受付けを中止することがあります。

照会先  
アライアンス・バーンスタイン株式会社  
電話番号 03 - 3240 - 8660  
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時  
( 半日営業日は午前 9 時 ~ 正午 )

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

一部解約の実行の請求の受付時間は、午後 3 時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によって受付時間が異なる場合がありますので、必ず販売会社にご確認ください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

### (2) 換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

### (3) 換金単位

1 口単位です。

販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金手数料

ありません。

### (5) 換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において受益者にお支払いします。

### (6) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

## 第 3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総

額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「GGO年」の略称で掲載されます。

#### <主な資産の評価方法>

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

## (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

## (5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託元本が10億円を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b. の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超るときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### 関係法人との契約の更改等

- a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
- 当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
- b. 信託財産の運用指図に係る権限の委託契約
- (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
- (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。
- (ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## 2【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

「分配金再投資（累積投資）コース」の収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において受益者に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、ただし、受益者は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

### (4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「1 資産管理等の概要 (5) c.」に規定する信託契約の解約または上記「1 資産管理等の概要 (5)」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### (5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関

する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第7期(平成19年8月1日から平成20年7月31日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第7期(平成19年8月1日から平成20年7月31日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期(平成19年8月1日から平成20年7月31日まで)及び第8期(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成20年7月31日現在)	第8期 (平成21年7月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	16,341,423	8,467,174
親投資信託受益証券	1,462,339,201	991,722,332
未収入金	200,000	-
未収利息	179	11
流動資産合計	1,478,880,803	1,000,189,517
資産合計	1,478,880,803	1,000,189,517
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,403,759	152,375
未払受託者報酬	705,747	351,205
未払委託者報酬	13,171,318	7,024,027
その他未払費用	157,646	123,510
流動負債合計	15,438,470	7,651,117
負債合計	15,438,470	7,651,117
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,175,363,571	1,367,644,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	288,078,762	375,106,471
（分配準備積立金）	304,015,629	255,321,905
元本等合計	1,463,442,333	992,538,400
純資産合計	1,463,442,333	992,538,400
負債純資産合計	1,478,880,803	1,000,189,517

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 (自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	第8期 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	33,569	6,406
有価証券売買等損益	373,162,354	577,317,869
営業収益合計	373,128,785	577,311,463
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,640,764	766,399
委託者報酬	29,534,132	15,327,896
その他費用	326,558	259,670
営業費用合計	31,501,454	16,353,965
営業利益又は営業損失（ ）	404,630,239	593,665,428
経常利益又は経常損失（ ）	404,630,239	593,665,428
当期純利益又は当期純損失（ ）	404,630,239	593,665,428
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	39,496,578	105,735,635
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	628,803,071	288,078,762
剰余金増加額又は欠損金減少額	145,815,963	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	145,815,963	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	121,406,611	175,255,440
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	121,406,611	34,684,126
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	140,571,314
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	288,078,762	375,106,471

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	第8期
	(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成19年8月1日から平成20年7月31日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成20年8月1日から平成21年7月31日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期	第8期
(平成20年 7月31日現在)	(平成21年 7月31日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,175,363,571 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,367,644,871 口
-	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 375,106,471 円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2451 円 (10,000口当たり純資産額 12,451 円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7257 円 (10,000口当たり純資産額 7,257 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期	第8期
(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 3,360,717 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はございません。	2. 分配金の計算過程 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期	第8期
(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第7期	第8期
(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

第7期	第8期
(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)	(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
期首元本額 1,058,217,831 円	期首元本額 1,175,363,571 円
期中追加設定元本額 325,634,300 円	期中追加設定元本額 417,396,585 円
期中一部解約元本額 208,488,560 円	期中一部解約元本額 225,115,285 円

## 2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第7期(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,462,339,201	347,434,547

合計	1,462,339,201	347,434,547
----	---------------	-------------

第8期(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	991,722,332	490,946,697
合計	991,722,332	490,946,697

### 3. デリバティブ取引等関係

第7期(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)

該当事項はございません。

第8期(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)

該当事項はございません。

### (4)【附属明細表】

#### 第1. 有価証券明細表

(1) 株式(平成21年 7月31日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年 7月31日現在)

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	1,054,126,629	991,722,332	
計	銘柄数: 1	1,054,126,629	991,722,332	
	組入時価比率: 99.9%		100.0%	
合計			991,722,332	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

### 参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

#### 1. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

##### (1) 貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(平成21年 7月31日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	328,484,807
コール・ローン	3,735,947
株式	9,459,280,652
派生商品評価勘定	9,583
未収入金	116,640,123
未収配当金	10,094,019
未収利息	5
流動資産合計	9,918,245,136
資産合計	9,918,245,136
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	146,884
未払金	100,727,963
未払解約金	17,250,000
流動負債合計	118,124,847
負債合計	118,124,847
純資産の部	
元本等	
元本	10,416,566,462

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	616,446,173
元本等合計	9,800,120,289
純資産合計	9,800,120,289
負債純資産合計	9,918,245,136

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。  (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	当該親投資信託の貸借対照表は、平成21年7月31日現在であります。 なお、当該親投資信託の直近の計算期間は、平成20年7月31日から平成21年7月30日までとなっております。

## (その他の注記)

(平成21年 7月31日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成20年8月1日
期首元本額	7,817,134,959 円
平成20年8月1日より平成21年7月31日までの期中追加設定元本額	3,824,065,563 円
平成20年8月1日より平成21年7月31日までの期中一部解約元本額	1,224,634,060 円
期末元本額	10,416,566,462 円
期末元本額の内訳*	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズH (為替ヘッジあり)	1,793,207,821 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 1	1,836,681,113 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 2	1,212,246,654 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 3	2,404,214,436 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(保守型)	58,904,653 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(中立型)	658,827,801 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(積極型)	511,908,924 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ	886,448,431 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ(年金向け)	1,054,126,629 円
2. 元本の欠損	616,446,173 円
3. 平成21年7月31日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9408 円
(10,000口当たり純資産額)	9,408 円)

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## (3)附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成21年 7月31日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	アサヒビール	50,500	1,505.00	76,002,500	

	富士フイルムホールディングス	13,400	3,090.00	41,406,000
	ブリヂストン	23,300	1,644.00	38,305,200
	日本碍子	16,000	2,145.00	34,320,000
	ジェイ エフ イー ホールディングス	14,800	3,810.00	56,388,000
	クボタ	37,000	852.00	31,524,000
	ミネベア	30,000	385.00	11,550,000
	ヒロセ電機	400	10,600.00	4,240,000
	キーエンス	1,300	18,690.00	24,297,000
	キヤノン	17,700	3,530.00	62,481,000
	デンソー	23,900	2,795.00	66,800,500
	日産自動車	82,100	689.00	56,566,900
	関西電力	15,900	2,115.00	33,628,500
	三井物産	34,800	1,187.00	41,307,600
	三菱商事	31,700	1,890.00	59,913,000
小計	銘柄数：15			638,730,200
	組入時価比率：6.5%			6.8%
米ドル	CAMERON INTERNATIONAL CORP	33,400	31.09	1,038,406.00
	EXXON MOBIL CORPORATION	9,300	70.72	657,696.00
	KAZMUNAIGAS EXPLORATION -GDR	4,460	21.42	95,533.20
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	22,600	70.59	1,595,334.00
	PETROLEO BRASILEIRO S.A. -ADR	18,500	33.43	618,455.00
	SCHLUMBERGER LTD	20,100	53.43	1,073,943.00
	FREEMPORT-MCMORAN COPPER & GOLD	7,500	58.41	438,075.00
	GERDAU SA-SPON ADR	39,200	11.56	453,152.00
	MONSANTO CO	5,700	84.43	481,251.00
	POSCO-ADR	4,700	97.42	457,874.00
	3M CO	7,000	69.90	489,300.00
	DANAHER CORP	10,200	61.14	623,628.00
	EMERSON ELECTRIC CO	11,700	37.05	433,485.00
	FLUOR CORP	11,100	52.56	583,416.00
	ILLINOIS TOOL WORKS	10,200	40.38	411,876.00
	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	5,900	74.65	440,435.00
	PACCAR INC	13,400	34.26	459,084.00
	PARKER HANNIFIN CORP	3,800	45.70	173,660.00
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	16,680	54.23	904,556.40
	UNION PACIFIC CORP	13,600	57.11	776,696.00
	POLO RALPH LAUREN CORP	1,600	63.05	100,880.00
	APOLLO GROUP INC CL A	12,800	69.40	888,320.00
	TIME WARNER CABLE	10,951	33.67	368,720.17
	TIME WARNER INC	28,133	26.81	754,245.73
	AMAZON. COM INC	9,500	86.09	817,855.00
	KOHL'S CORP	15,100	49.40	745,940.00
	LOWE'S COS INC	59,600	22.15	1,320,140.00
	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	11,300	49.25	556,525.00
	CVS CAREMARK CORP	15,300	33.59	513,927.00
	WAL-MART STORES INC	21,700	49.98	1,084,566.00
	GENERAL MILLS INC	11,500	59.25	681,375.00
	PEPSICO INC	18,200	56.60	1,030,120.00
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	14,900	46.82	697,618.00
	PROCTER & GAMBLE CO	4,500	56.23	253,035.00
	ALCON INC	8,650	126.83	1,097,079.50
	BAXTER INTERNATIONAL INC	22,800	56.19	1,281,132.00
	COVIDIEN PLC	30,872	37.70	1,163,874.40
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	19,500	53.57	1,044,615.00
	AMGEN INC	18,300	63.11	1,154,913.00
	CELGENE CORP	12,000	57.68	692,160.00
	GILEAD SCIENCES INC	29,200	49.58	1,447,736.00
	SCHERING-PLOUGH CORP	45,500	26.50	1,205,750.00
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	19,940	52.82	1,053,230.80
	ICICI BANK LTD -SPON ADR	24,100	31.06	748,546.00
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	23,800	18.05	429,590.00
	CME GROUP INC	2,762	276.79	764,493.98
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	17,500	162.42	2,842,350.00
	JPMORGAN CHASE & CO	31,800	38.47	1,223,346.00
	ACTIVISION BLIZZARD INC	68,400	11.40	779,760.00
	ADOBE SYSTEMS INC	16,311	32.28	526,519.08
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	14,600	30.20	440,920.00
	GOOGLE INC-CL A	2,587	445.64	1,152,870.68
	MICROSOFT CORP	56,600	23.81	1,347,646.00

	RED HAT INC	13,900	22.58	313,862.00
	SALESFORCE.COM INC	7,544	43.73	329,899.12
	SYMANTEC CORP	5,900	14.78	87,202.00
	VISA INC-CLASS A SHARES	13,600	67.21	914,056.00
	APPLE INC	7,655	162.79	1,246,157.45
	CISCO SYSTEMS INC	39,555	21.98	869,418.90
	DELL INC	34,200	13.57	464,094.00
	EMC CORP MASS	36,200	15.34	555,308.00
	HEWLETT-PACKARD CO	23,800	42.71	1,016,498.00
	JUNIPER NETWORKS INC	10,400	26.04	270,816.00
	NETAPP INC	17,300	23.08	399,284.00
	QUALCOMM INC	14,500	46.52	674,540.00
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	8,500	42.45	360,825.00
	CENTURYTEL INC	8,400	31.83	267,372.00
	CLEARWIRE CORP-CLASS A	7,500	8.06	60,450.00
	QWEST COMMUNICATIONS INTERNATIONAL INC	110,000	4.04	444,400.00
	VIMPELCOM-SP ADR	11,200	12.87	144,144.00
	P G & E CORP	16,300	40.76	664,388.00
	ANALOG DEVICES	18,400	27.47	505,448.00
	INTEL CORP	54,600	19.33	1,055,418.00
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	25,600	13.56	347,136.00
	NVIDIA CORP	33,900	12.88	436,632.00
	SAMSUNG ELECTRONICS GDR	1,400	297.75	416,850.00
	SILICONWARE PRECISION-SP ADR	16,900	6.76	114,244.00
小計	銘柄数：77			54,374,097.41
				(5,191,095,079)
	組入時価比率：53.0%			54.9%
ユーロ	CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE	9,317	14.02	130,624.34
	ARCELORMITTAL	37,768	25.80	974,603.24
	CRH PLC	9,552	17.15	163,816.80
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	19,059	15.10	287,886.19
	MAN SE	8,434	48.77	411,326.18
	SIEMENS AG	13,589	57.25	777,970.25
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	16,633	32.06	533,253.98
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	7,352	19.14	140,717.28
	SES-FDR	10,733	13.61	146,129.79
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	25,531	28.10	717,421.10
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO.KGAA	13,646	32.19	439,264.74
	DEUTSCHE BOERSE AG	8,290	56.98	472,364.20
	SAP AG	15,371	32.92	506,013.32
	TELEFONICA S.A.	42,217	17.84	753,151.28
	E.ON AG	14,767	27.01	398,856.67
小計	銘柄数：15			6,853,399.36
				(922,056,349)
	組入時価比率：9.4%			9.7%
英ポンド	BG GROUP PLC	121,265	10.46	1,268,431.90
	BP PLC	158,255	5.06	801,086.81
	TULLOW OIL PLC	48,720	9.99	486,712.80
	AFRICAN MINERALS LTD	10,398	3.10	32,233.80
	BHP BILLITON PLC	30,386	15.79	479,946.87
	RIO TINTO PLC	16,964	24.62	417,653.68
	XSTRATA PLC	50,180	7.71	386,937.98
	BAE SYSTEMS PLC	116,664	3.12	363,991.68
	SMITHS GROUP PLC	20,047	7.29	146,142.63
	CARNIVAL PLC	31,933	17.21	549,566.93
	WPP PLC	86,911	4.52	393,489.55
	TESCO PLC	195,402	3.75	732,757.50
	STANDARD CHARTERED PLC	65,952	14.07	927,944.64
	MAN GROUP PLC	202,988	2.87	583,083.03
	VODAFONE GROUP PLC	410,841	1.22	501,842.28
小計	銘柄数：15			8,071,822.08
				(1,272,845,623)
	組入時価比率：13.0%			13.5%
スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED	23,088	44.36	1,024,183.68
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	10,681	167.80	1,792,271.80
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	58,052	50.10	2,908,405.20
小計	銘柄数：3			5,724,860.68
				(502,929,010)
	組入時価比率：5.1%			5.3%

スウェーデンクローナ	SKF AB-B SHARES	32,348	107.75	3,485,497.00
小計	銘柄数：1			3,485,497.00
				(44,997,766)
	組入時価比率：0.5%			0.5%
ノルウェークローネ	TANDBERG ASA	18,532	129.26	2,395,446.32
小計	銘柄数：1			2,395,446.32
				(36,818,009)
	組入時価比率：0.4%			0.4%
デンマーククローネ	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	2,974	365.00	1,085,510.00
小計	銘柄数：1	1		1,085,510.00
				(19,615,165)
	組入時価比率：0.2%			0.2%
オーストラリアドル	OIL SEARCH LTD	158,940	5.53	878,938.20
	MACQUARIE GROUP LIMITED	33,302	43.70	1,455,297.40
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	46,291	19.77	915,173.07
小計	銘柄数：3			3,249,408.67
				(256,605,802)
	組入時価比率：2.6%			2.7%
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	358,000	6.74	2,412,920.00
	CNOOC LTD	244,000	10.18	2,483,920.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	16,000	55.30	884,800.00
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	686,000	7.92	5,433,120.00
	LI & FUNG LTD	190,000	23.20	4,408,000.00
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	9,000	43.65	392,850.00
	IND & COMM BK OF CHINA-H	2,169,000	5.61	12,168,090.00
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	173,000	34.00	5,882,000.00
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LIMITED	50,000	18.72	936,000.00
	TENCENT HOLDINGS LTD	14,200	103.00	1,462,600.00
小計	銘柄数：10			36,464,300.00
				(449,240,176)
	組入時価比率：4.6%			4.7%
新台湾ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	101,130	112.50	11,377,125.00
	MEDIATEK INC	23,046	484.00	11,154,264.00
小計	銘柄数：2			22,531,389.00
				(65,566,341)
	組入時価比率：0.7%			0.7%
南アフリカランド	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	25,600	187.90	4,810,240.00
小計	銘柄数：1			4,810,240.00
				(58,781,132)
	組入時価比率：0.6%			0.6%
合計				9,459,280,652
				(8,820,550,452)

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成21年7月31日現在)

該当事項はございません。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：円)

区分	種類	(平成21年7月31日現在)			評価損益
		契約額等	うち1年超	時価	
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建	55,585,566	-	55,731,350	145,784
	米ドル	55,585,566	-	55,731,350	145,784
	買建	2,266,366	-	2,274,849	8,483
	ユーロ	2,266,366	-	2,274,849	8,483
	合計	57,851,932	-	58,006,199	137,301

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。



- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年8月31日現在

資産総額	1,020,521,993 円
負債総額	2,565,257 円
純資産総額（ - ）	1,017,956,736 円
発行済数量	1,400,400,834 口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.7269 円

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

平成21年8月31日現在

資産総額	10,085,191,397 円
負債総額	74,403,689 円
純資産総額（ - ）	10,010,787,708 円
発行済数量	10,608,337,778 口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9437 円

## 第5【設定及び解約の実績】

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間（平成13年11月26日～平成14年7月31日）	12,759,394	90,702
第2期計算期間（平成14年8月1日～平成15年7月31日）	290,384,938	21,691,816
第3期計算期間（平成15年8月1日～平成16年8月2日）	176,603,826	41,661,195
第4期計算期間（平成16年8月3日～平成17年8月1日）	278,556,033	72,079,907
第5期計算期間（平成17年8月2日～平成18年7月31日）	462,744,710	222,701,839
第6期計算期間（平成18年8月1日～平成19年7月31日）	370,962,307	175,567,918
第7期計算期間（平成19年8月1日～平成20年7月31日）	325,634,300	208,488,560
第8期計算期間（平成20年8月1日～平成21年7月31日）	417,396,585	225,115,285

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成21年9月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

###### 投資決定のプロセス

###### a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

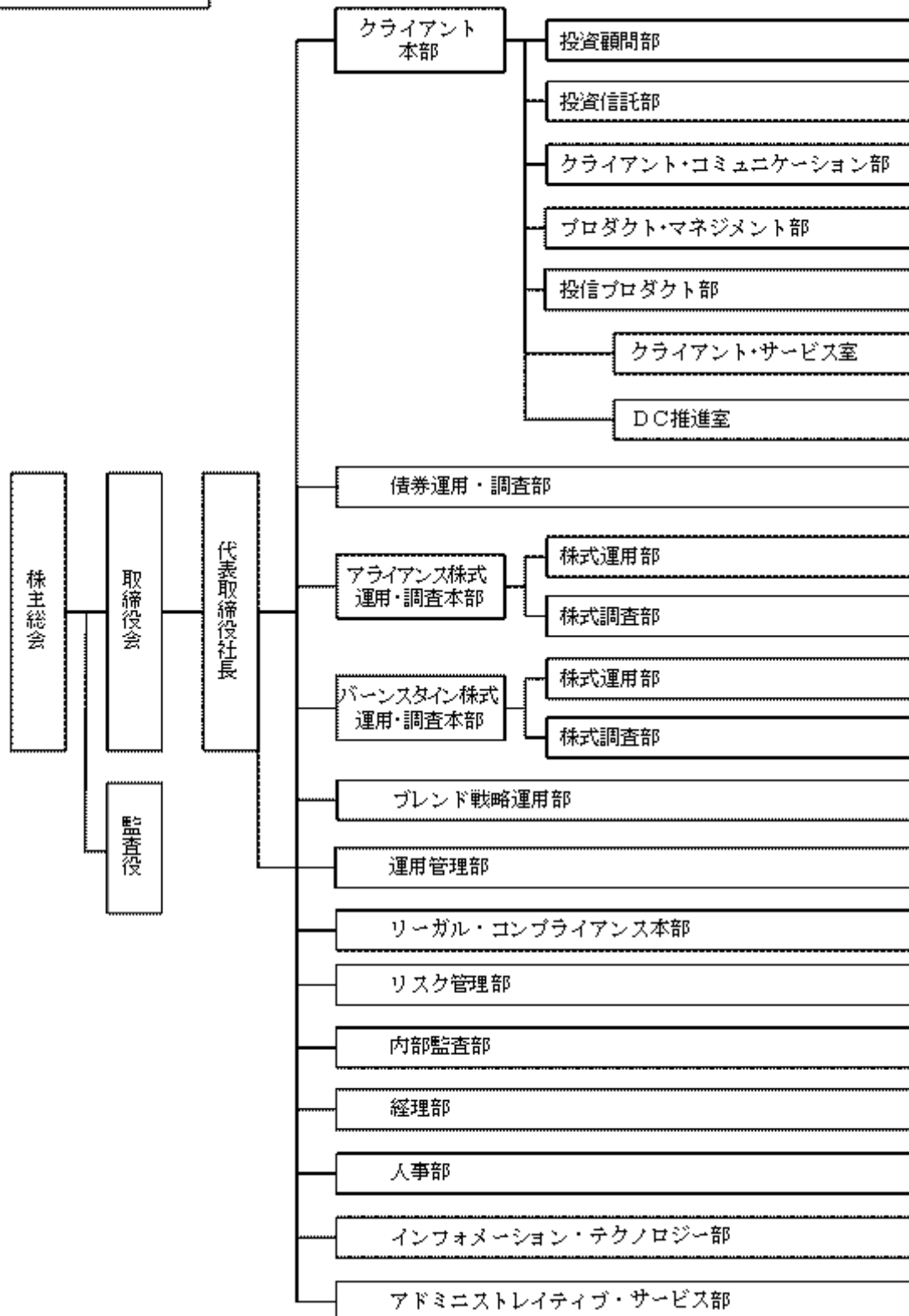
###### b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

###### c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

## 組織図と役割



(本書提出日現在)

本部・部	担当業務
クライアント本部	
投資顧問部	年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓に関する業務 年金基金及び機関投資家向け顧客口座に係る管理・連絡・運用報告等、顧客窓口業務
投資信託部	投資信託の募集・販売に関する企画・立案及び推進に関する業務 投資信託販売会社に対する総合窓口業務
クライアント・コミュニケーション部	コミュニケーション・ツールの企画・作成・品質管理に関する業務 マーケティング企画・立案に関する業務 イベントの企画・立案に関する業務 広報に関する業務 投資信託の商品企画・立案に関する業務
プロダクト・マネジメント部	コンサルタントとのリレーションシップに関する業務 ビジネス・デベロップメントに関する業務 プロダクト・コミュニケーションの企画・品質管理に関する業務 運用委託先及び運用委託投資信託の管理・モニタリング
投信プロダクト部	金商法及び投信法に基づく投資信託に関する開示書類の作成・届出及び管理に関する業務 投資信託に関するその他の開示書類の作成及び管理に関する業務
クライアント・サービス室	年金基金及び機関投資家向けクライアント・サービスに関する総合窓口業務
DC推進室	確定拠出型年金市場の分析業務 確定拠出型年金向けビジネスの企画立案及び業務推進
債券運用・調査部	グローバル債券（本邦債券を含む）の調査 グローバル債券（本邦債券を含む）及びそれに準ずる証券への投資・運用、売買発注・執行に関する業務
アライアンス株式運用・調査本部	
株式運用部	日本及びアジアのグロース株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本及びアジアのグロース株式の投資調査に関する業務
バーンスタイン株式運用・調査本部	
株式運用部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、調査に関する業務
ブレンド戦略運用部	グロース株式とバリュー株式を合成したスタイルブレンド株式運用戦略の策定、投資、運用に関する業務 スタイルブレンド株式と債券等を合成したバランス運用戦略の策定、投資、運用に関する業務
運用管理部	投資顧問契約資産に係る運用管理業務 投資顧問契約資産に係る運用報告書等作成業務 投資信託財産に係る運用管理業務 投資信託財産の計理に関する業務 関連する業務の改善及びシステム化の企画・推進に係る業務 上記業務の一部外部委託に係る管理業務
リーガル・コンプライアンス本部	投資信託の運用・販売の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資顧問契約資産の運用の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資信託・投資顧問の契約、各種契約書類の作成・管理に関する業務 監督官庁・協会との折衝及び承認申請・届出等に関する事項 会社全体の法務に関する業務
リスク管理部	リスク管理の推進・統括等に関する業務
内部監査部	各被監査部門に内包するリスクに応じた定期的な監査（内部統制の有効性の検証、問題点の指摘及びその解決策の提案）に関する業務
経理部	会社の経理・税務に関する業務
人事部	会社の人事・福利厚生に関する業務
インフォメーション・テクノロジー部	通信システム・情報システム及びその機器の管理に関する業務
アドミニストレイティブ・サービス部	会社の設備・スペース等の管理、業務支援に関する業務

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運

用(投資運用業)を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年9月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	88本	310,455百万円
追加型公社債投資信託	0本	0百万円
単位型株式投資信託	0本	0百万円
単位型公社債投資信託	0本	0百万円
合計	88本	310,455百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

## (1)【貸借対照表】

科目	期別	注記 番号	第12期	第13期
			(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
			金額	金額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			2,798,327	2,759,368
前払費用			90,045	191,881
未収入金		*1	518,715	2,187,266
未収委託者報酬			624,874	308,972
未収投資顧問料			2,905,685	1,696,404
未収消費税等			-	192,318
繰延税金資産			355,543	293,873
流動資産合計			7,293,189	7,630,082
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	394,702	1,129,540
器具備品		*2	133,362	381,250
有形固定資産合計			528,064	1,510,790
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	5,594	6,244
無形固定資産合計			7,798	8,448
投資その他の資産				
長期差入保証金			875,867	1,241,364
長期前払費用			-	98,099
繰延税金資産			141,908	211,326
投資その他の資産合計			1,017,775	1,550,789
固定資産合計			1,553,637	3,070,027
資産合計			8,846,826	10,700,109
(負債の部)				
流動負債				
預り金			47,860	54,129
未払金				
未払手数料			148,865	76,075
未払委託計算費			6,193	3,301
その他未払金		*1	970,187	2,402,840
未払費用			251,364	473,470
未払法人税等			1,216,769	173,718
未払消費税等			146,065	-
賞与引当金			231,964	123,120
役員賞与引当金			-	16,620
流動負債合計			3,019,267	3,323,273
固定負債				
退職給付引当金			288,098	365,135
長期未払費用			-	77,486
固定負債合計			288,098	442,621
負債合計			3,307,365	3,765,894
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計			5,409,461	6,804,215
株主資本合計			5,539,461	6,934,215
純資産合計			5,539,461	6,934,215
負債・純資産合計			8,846,826	10,700,109

## (2)【損益計算書】

科目	期別	注記 番号	第12期	第13期
			(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
			金額	金額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			6,686,943	4,002,651
投資顧問料		*1	9,977,949	6,167,403



その他営業収益	*1	297,172	1,886,868
営業収益計		16,962,064	12,056,922
営業経費			
支払手数料		2,291,198	1,312,963
広告宣伝費		84,598	68,891
公告費		2,109	2,307
調査費			
調査費		181,136	185,290
委託調査費	*1	3,557,843	-
図書費		7,950	4,901
委託計算費		251,978	207,888
営業雑経費			
通信費		68,238	48,453
印刷費		26,409	30,359
協会費		12,604	12,231
諸会費		3,408	1,837
営業経費計		6,487,471	1,875,120
一般管理費			
給料			
役員報酬		78,584	58,102
役員賞与		134,410	75,183
給料手当		2,681,507	2,438,605
賞与		889,242	689,346
交際費		15,092	9,451
旅費交通費		238,163	118,036
租税公課		62,684	54,537
不動産賃借料		515,057	1,000,616
退職給付費用		116,471	92,614
退職金		-	171,890
固定資産減価償却費		254,601	450,336
賞与引当金繰入		231,964	123,120
役員賞与引当金繰入		-	16,620
関係会社付替費用	*1	-	973,715
諸経費	*1	1,190,508	779,842
一般管理費計		6,408,283	7,052,013
営業利益		4,066,310	3,129,789
営業外収益			
受取配当金		2,385	2,469
受取利息		2,063	4,680
投資有価証券売却益		-	42
為替差益		880	-
その他営業外収益		-	74
営業外収益計		5,328	7,265
営業外費用			
為替差損		-	185
その他営業外費用		0	0
営業外費用計		0	185
経常利益		4,071,638	3,136,869
特別損失			
固定資産除却損	*2	8,255	156,148
損害賠償金		104,314	-
事務所移転費用		-	531,432
特別損失計		112,569	687,580
税引前当期純利益		3,959,069	2,449,289
法人税、住民税及び事業税		1,801,790	1,062,283
過年度法人税等		48,385	-
法人税等調整額		66,420	7,748
法人税等計		1,783,755	1,054,535
当期純利益		2,175,314	1,394,754

## (3) 【株主資本等変動計算書】

	第12期	第13期
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本	千円	千円
資本金		
前期末残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000

利益剰余金		
その他利益剰余金		
任意積立金		
前期末残高	239	-
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期変動額合計	239	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,233,908	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,553	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計		
前期末残高	3,234,147	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
株主資本合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215
純資産合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215

（注）平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## 重要な会計方針

期 別	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
項 目		
1 資産の評価基準及び評価方法		有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(内部造作)については定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ~ 50年 器具備品 6 ~ 8年	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3 ~ 8年

## （会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

## （追加情報）

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

有形固定資産は、従来、耐用年数を6年から50年として減価償却を行ってまいりましたが、平成19年11月21日付取締役会決議により、事業所の移転のため、現在使用している有形固定資産の一部について、移転の完了が見込まれる平成21年3月より後の使用が見込まれないこととなりました。そのため、これらの資産については、平成19年11月より、残存価額を零とし、平成21年3月までの期間において毎月定額償却しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が169,767千円減少しております。

## (2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

## （会計方針の変更）

従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。当該変更は、当事業年度における事業所の移転を契機に、固定資産の使用状況の見直しを行った結果、当社の固定資産は経済的耐用年数期間中において安定的に使用されるため、各事業年度に減価償却費を均等に配分し、期間損益計算の一層の適正化を図るために行われるものであります。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

なお、当該会計方針の変更については、平成21年3月において事務所の移転を行ったことを契機として、当社の減価償却方法の見直しを行ったことによるものであり、具体的な検討が当中間会計期間末後に実施されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。これに伴う当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

## （追加情報）

有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行っておりましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）  
同左

## (3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありませぬ。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当期末の計上額はありませぬ。</p> <p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 同 左</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金 同 左</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	同 左

### 会計処理方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
同 左	<p>（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

### 表示方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
同 左	<p>（損益計算書） 前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりましたが「関係会社付替費用」は、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p>

## 追加情報

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	<p>(従業員賞与) 従業員に係る賞与のうち、従来は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが負担していた従業員報酬制度の一部を、平成20年4月1日より当社の賞与制度に移行しました。</p> <p>この従業員賞与制度の採用に伴い、当事業年度より本制度の賞与支給額を賞与に含めて計上しており、未払分をその他未払金に計上しております。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第12期 (平成20年3月31日 現在)	第13期 (平成21年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 487,535 千円 その他未払金 827,011 千円	未収入金 1,761,851 千円 その他未払金 906,129 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 404,653 千円 器具備品 387,388 千円	建物 9,491 千円 器具備品 79,724 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 5,984 千円	ソフトウェア 5,863 千円

## (損益計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
投資顧問料 1,719,980 千円 委託調査費 3,557,843 千円 諸経費 356,331 千円	その他営業収益 1,886,868 千円 関係会社付替費用 973,715 千円
*2 固定資産除却損は、器具備品8,255千円であります。	*2 固定資産除却損は、以下のとおりであります。
	建物 141,821 千円 器具備品 13,953 千円 ソフトウェア 374 千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

## （リース取引関係）

第12期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			ファイナンス・リース取引（借主側） （1）所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。		
	器具備品	合計		器具備品	合計
取得価額	千円	千円	取得価額	千円	千円
相当額	21,511	21,511	相当額	6,603	6,603
減価償却			減価償却		
累計額	13,844	13,844	累計額	3,901	3,901
相当額			相当額		
期末残高			期末残高		
相当額	7,667	7,667	相当額	2,702	2,702
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		
未経過リース料期末残高相当額			未経過リース料期末残高相当額		
	1年以内	4,846 千円		1年以内	1,803 千円
	1年超	2,821 千円		1年超	899 千円
	合計	7,667 千円		合計	2,702 千円
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		
支払リース料及び減価償却費相当額			支払リース料及び減価償却費相当額		
	支払リース料	7,433千円		支払リース料	5,373千円
	減価償却相当額	7,433千円		減価償却相当額	5,373千円
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			減価償却費相当額の算定方法 同左		

## （有価証券関係）

第12期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）  
該当事項はありません。

第13期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計	売却損の合計
2,042	42	-

## （デリバティブ取引関係）

第12期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第13期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第12期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第13期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。	1.採用している退職金制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 288,098千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 365,135千円
3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,471千円	3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 92,614千円

## （ストック・オプション等関係）

第12期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第13期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 26,359千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 24,236千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同左

## （税効果会計関係）

第12期 （平成20年3月31日現在）	第13期 （平成21年3月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 92,156 未払費用否認 93,386 賞与引当金損金算入限度超過額 94,386 減価償却超過額 69,079 貯蔵品 6,536  固定資産 退職給付引当金損金算入限度超過額 117,227 一括償却資産損金算入限度超過額 1,307 長期未払費用否認 8,894 親会社株式報酬制度負担額 14,480 繰延税金資産小計 497,451 評価性引当額 - 繰延税金資産計 497,451	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 16,469 未払費用否認 223,539 賞与引当金損金算入限度超過額 50,098 貯蔵品 3,767  固定資産 減価償却超過額 3,967 退職給付引当金損金算入限度超過額 154,912 一括償却資産損金算入限度超過額 1,015 長期未払費用否認 27,090 親会社株式報酬制度負担額 24,342 繰延税金資産小計 505,199 評価性引当額 - 繰延税金資産計 505,199
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整）	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整）

交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない 項目	3.3	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない 項目	2.5
その他	1.1	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.1%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.1%</u>

## ( 関連当事者情報 )

第12期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,572,058 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	無し	無し	投資顧問サービスの提供	1,719,980	-	-
								費用の立替払	741,740	未収入金	487,535
								投資顧問サービスの被提供	3,557,843	-	-
								諸経費の支払	44,537	その他未払金	827,011
							費用の立替払	1,229,764			

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	無し	無し	費用の立替払	21,927	未収入金	1,768
								投信商品に関する顧問業務	297,172	-	-
								費用の立替払	91	-	-
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	無し	出向者の派遣	費用の立替払	22,591	未収入金	1,445

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

第13期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## (追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,530,574 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,886,868	未収入金	1,719,841
							諸経費の支払	973,715	その他未払金	906,129

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	67,277	未収入金	40,503
							費用の立替払	24	その他未払金	-



親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	出向者の派遣	費用の立替 払	31,006	未収入金	1,506
							費用の立替 払	710	その他 未払金	-

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ・フィナンシャル・インク(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

項目	第12期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	2,130,561 円 97 銭	2,667,006 円 00 銭
1株当たり当期純利益	836,658 円 95 銭	536,444 円 03 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項目	第12期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	2,175,314	1,394,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,175,314	1,394,754
期中平均株式数	2,600	2,600

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更等

該当事項はありません。

なお、事業譲渡または事業譲受、出資の状況、その他の重要事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社

名 称：中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額： 11,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資 本 金： 51,000百万円（平成21年3月末現在）

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 <sup>*1</sup>	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJメリアルリンチPB証券株式会社	8,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
富国生命保険相互会社	71,000百万円 <sup>*2</sup>	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
明治安田生命保険相互会社	410,000百万円 <sup>*2</sup>	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでおります。

\*1 日興コーディアル証券株式会社の資本金は、平成21年10月1日現在の額です。

\*2 富国生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。

### (3) 投資顧問会社

名 称：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

資本金の額：45億30百万米ドル（約4,124億円<sup>\*</sup>、平成20年12月末現在）

事業の内容：投資顧問会社として登録され、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。

\*米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=91.03円（平成20年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）を用いています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### (2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

### (3) 投資顧問会社の業務

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用を除きます。）を行います。

なお、マザーファンドについては、投資顧問会社が自ら運用を行うほかに、以下の副投資顧問会社に運用の一部を委託しております。

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

## 3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社はアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に、ロゴ・マークや図案を採用することがあります。また、ファンドの形態および委託会社の名称が記載されます。
- (2) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象にならないこと。
  - 登録金融機関で投資信託を購入した場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならないこと。
  - 投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されないこと。
  - 投資信託の収益や投資利回り等は未確定であり、ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属すること。
  - 課税上は株式投資信託として取り扱われること。
- (3) 本書の内容を要約し、目論見書冒頭に「ファンドの基本情報」等として記載することがあります。また目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。
- (4) 目論見書に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 本書「第二部 ファンド情報」について、目論見書に内容を説明する図表等加えて記載することがあります。また本書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (6) 目論見書の別称として、「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。また、ファンドの名称について略称を追加記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。
- (8) 目論見書表紙および本書中、表などを用いて商品分類等を表示することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月1日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成20年8月1日から平成21年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成21年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年10月1日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成19年8月1日から平成20年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成20年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。